■所得段階別の介護保険料			
所得段階	対象者	月額	年額
第1段階	生活保護等受給者または市 民税非課税世帯で、老齢福 祉年金受給者	1,718円	20,600円
第2段階	市民税非課税世帯で、課税 年金収入額と合計所得金額 の合計が年間80万円以下 の方	1,718円	20,600円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2 段階に該当しない方	2,577円	30,900円
第4段階	市民税課税世帯で、本人が 非課税であり、課税年金収 入額と合計所得金額の合計 が年間80万円以下の方	2,748円	33,000円
第5段階(基準額)	市民税課税世帯で、本人が 非課税であり、第4段階に 該当しない方	3,436円	41,200円
第6段階	市民税課税者で、合計所得 金額が 125 万円未満の方	3,779円	45,400円
第7段階	市民税課税者で、合計所 得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	4,295円	51,500円
第8段階	市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上の方	5,154円	61,800円

付書や口座振替により納付 10月・12月・平成22年2月) 市から発送(4月・6月 ・8月・ する納

原市に転入したばかりの方

▼方法

(500円以上の入場料を徴収し、

おりです。

平成21年度の介護保険料は表のと

平成21年度の

介護保険料について

• 特別徴収

保険料の徴収方法

・対象=国民年金・厚生年金・共済

☎23局3217≤23局3545

文化ホール事業を

どを支援します。 ルで開催するコンサート、 平成22年3月までに市内の文化ホ 演劇な

障害年金・遺族年金を年額18万円以 年金のうち、老齢年金・退職年金・

上受給されている方(恩給は対象外)

▼方法=年金からの天引き

般市民を対象とした文化ホール事業 以上で構成された団体が実施する一 ▼対象=市内在住または在勤の3人

い方/65歳になったばかりの方/田

対象=特別徴収の対象に該当しな

助率1/2) 200人以上の入場者を見込めるも 援額=1事業につき20万円以内 業費の補助、各文化会館でのチケッ 属設備・舞台管理委託料の免除、事 内容=文化会館施設使用料および付 営利目的の事業は除きます の)※団体の発表会に類する事業や お問い合わせください。 ト販売、広報活動の援助など ▼支 ▼その他=詳しくは ▼支援

·生涯学習課

☎23局3531|1 22局3811

許可が必要です

にお問い合わせください。 捕獲したうえで、田原市長が発行す 要です。知事の許可を受けて野鳥を 羽と決められています。希望される ができるメジロは、 ことができる野鳥は、現在、メジロ る必要があります。 る「鳥獣飼養登録票」の交付を受け を飼う「愛玩飼養」には、許可が必 に限られています。また、飼うこと 愛玩飼養目的の捕獲許可を受ける 鳴き声を楽しむために国内の野鳥 野鳥には足環が着けられます) 東三河県民事務所環境保全課 1世帯につき1 (登録を受ける

▼東三河県民事務所環境保全課

⊠(0532)56局5188 (0532)3月5111

▼環境衛生課

☎23局3541壓23局0180

ご利用ください |消費生活相談室|

口である弁護士や司法書士への相 談方法な 談員が応えるだけでなく、法律のプ 特に多重債務に関する相談には、 あったら、お気軽にご相談ください。 法など、生活する中で困ったことが 訪問販売や契約トラブル、悪質商

ます。 バイスし どもアド 金は解決 借

できます。 人で悩

▼日時 = 毎週金曜日 ▼相談料=無料 あつみライフランド相談室 ▼場所=田原福祉センター相談 ・相談員=本多ち 午前10時~正

まずご相談ください。

橋則子、中川公子 ▼商工観光課

え子、杉原眞由美、

渡辺ちぐさ、高

☎23局3516 ☎22局3817